

# 市町村一括貸出の実施要項

## 目 的

県立図書館はすべての県民をサービス対象としています。大多数の県民にとって、身近にあって利用しやすいのは市町村の図書館や図書室であり、そのサービスを支援することが当館の大切な役割の一つです。

市町村を支援し読書普及活動を推進するため、また、図書館未設置町村にあっては、将来の図書館設置につながるよう期待しつつ、この事業を行います。

## 内 容

市町村の図書館または教育委員会担当者や、貸出を受けたい施設の職員が、県立図書館または西部読書普及センターに直接来館し、長期一括貸出を受けて利用します。ただし、直接来館が困難な遠隔地域には、宅配便等による送付（送料は市町村負担）も行います。

※「一括貸出」を利用している施設は、「団体利用」（100冊×3ヶ月間貸出）の対象外となります。併用はできませんのでご了承ください。

<来館回数> 年度内に2回以上。原則として半年間に1回は貸出図書の入替を行ってください。

<貸出冊数の目安>

図書館・公民館等	1施設1度に500冊以内×2回以上
小学校等	1施設1度に300冊以内×2回以上

※ただし、一部の調べ学習用図書とバリアフリー図書は対象外となります。

幼稚園・保育所等	1施設1度に150冊以内×2回以上
----------	-------------------

<選定場所> 島根県立図書館・地域支援室、西部読書普及センター

## 作 業

<貸出の取りまとめ> 市町村の図書館または教育委員会担当者は、市町村内の貸出を受けたい施設（図書館、公民館、保育所、小中学校、保育所等）の希望を取りまとめ、別紙申込書を提出してください。

（2月28日〆切り）後日、決定通知をお送りします。

<貸出図書の選定> 来館される予定日時を事前に電話でお知らせください。当日は、貸出を受ける施設の職員が中心となって図書を選んでください。

<貸出図書の返却> 図書の入替・返却予定日時を事前に電話でお知らせください。

## 備 考

貸出冊数・来館日時については、調整させていただくことがありますのでご了承ください。

## 問 合 せ

島根県立図書館・地域支援係	TEL. 0852(22)5730
西部読書普及センター	TEL. 0855(23)6785